

みとろの丘 FEELD 宿泊等施設利用約款

(契約の適用)

- 第1条 当施設がお客様との間で締結する宿泊等施設利用契約（以下「利用契約」という。）は、この約款に定めるところによるものとします。この約款に定めない事項については、当施設のWEBサイト（以下、「WEBサイト」とします。）、関係法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項に関わらずその特約が優先するものとします。

(宿泊・利用契約の申し込み)

- 第2条 当施設に利用契約の申し込みをされるお客様には、次の事項を明示していただきます。
- (1) 宿泊・利用者の氏名、住所、及び電話番号（固定電話か携帯電話の両方又はいずれか）
 - (2) 宿泊・利用日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊・利用料金等の確認
 - (4) その他当施設が必要とする事項

(宿泊・利用契約の成立等)

- 第3条 利用契約は、お客様の申し込みがあり、かつ当施設が受諾したときに成立するものとします。
2. 当施設は、原則として予約サイトでのお申込み時に利用料金をお支払いいただきます。また、必要によりご利用当日にご利用料金のお支払いをお願いする場合があります。
3. 当施設が求める利用料金もしくは予約金をお支払いいただけない場合は、当施設は利用契約を解除できるものとします。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第4条 当施設は、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をす
るおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴
力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」とい
う。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等であると

き。

- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(お客様の契約解除権)

第5条 お客様は、利用期日より以前であれば、利用契約を解除することができます。ただし、契約解除をお申し出いただいた日にご利用日当日又はご利用日間近の場合は、別表第2に定める当施設のキャンセル料を申し受けます。

2. 当施設は、ご宿泊のお客様がご利用当日の午後7時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間以上経過した時刻)になっても到着されないときは、本契約はお客様のご都合によりご利用日当日に解除の申し出がなされたものとみなします。なお、ご到着が午後7時を越える場合であっても、あらかじめご到着時刻を連絡いただいている場合は、この限りではありません。

(当施設の契約解除権)

第6条 施設は、次に掲げる場合において利用契約を解除することができます。

- (1) お客様が宿泊・利用に関し、当施設の利用規則、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) お客様が指定暴力団もしくはその構成員であるとき
 - (3) お客様が伝染病患者であると認められるとき
 - (4) 宿泊・利用に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (5) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により、宿泊施設や他の施設を提供することができないとき
 - (6) 宿泊・利用料金の支払いがなされないと判断されたとき
2. 当施設が前項の規定に基づいて利用契約を解除したときは、お客様がいまだ提供を受けていない宿泊・利用サービス等の料金はいただきません。

(宿泊利用の登録)

第7条 宿泊のお客様には、チェックインの際当施設の受付において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊・利用者の氏名、住所、及び電話番号(固定電話か携帯電話の両方又はいずれか)
- (2) 外国人にあたっては旅券の提示(コピーをとらせていただきます)、出国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

(施設ごとの使用時間)

第 8 条 宿泊のお客様が当施設を使用できる時間は WEB サイトに定める時間とします。

(利用規則遵守のお願い)

第 9 条 お客様には、ご利用にあたって当施設利用規則に従っていただきます。

- (1) ベッドの中等、火災の発生する恐れのある場所での喫煙はしないでください。
 - (2) 高声放歌や喧噪な行為等で、他のお客様にご迷惑をかけるようなことのないようにしてください。
 - (3) 施設内に次に類するものをお持ち込みにならないでください。
 - ①火薬・揮発油等、発火あるいは引火しやすいもの
 - ②動物（ドッグネイチャーフィールドご宿泊者様とご一緒の犬、身体障害者補助犬を除く）、鳥類
 - ③著しく悪臭を発するもの、及び著しく多量なもの
 - ④適法による所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
 - (4) 施設内で、賭博、その他風紀を乱すような行為をしないでください。
 - (5) みだりに外来者を宿泊施設内に呼び入れないでください。
 - (6) 施設を無断で私的な営業目的（展示会、物品販売等）に使用しないでください。
 - (7) 施設内の設備及び備品類は、その目的以外の用途に使用しないでください。
 - (8) 施設内の備品類を施設外へ持ち出す、あるいは他の場所に移動しないでください。
 - (9) 施設内で他のお客様に広告物を配布するような行為はしないでください。
 - (10) 施設内に所持品を放置しないでください。
2. 当施設の備品類は一切お持ち帰ることはできません。万が一、持ち出しがあったと認められるときは、所管警察署に窃盗事案として届け出ます。

(営業時間等)

第 10 条 当施設の営業時間は、備え付けのパンフレット、施設利用受付等で案内しております。特段の必要がある場合は事前にお申し出ください。

- イ) 門限は午後 10 時とします。
- ロ) 受付、ご案内業務は、午前 8 時 00 分～午後 5 時まで対応いたします。なお、人命に関わるなど緊急を要する場合は、対応時間に関係なくお申し出ください。
- ハ) 当施設の消灯時刻は、午後 10 時とします。消灯時刻後であっても園内のご利用は可能ですが、他のお客様のご迷惑とならないようにご利用ください。

(料金の支払い)

第 11 条 別表第 1 に定める宿泊・利用料金等は日本国の通貨によりお支払いをお願いします。

2. 原則として予約サイトにて利用申し込みを行い、その際料金をお支払いください。追加料金が必要な場合は、その都度利用前にお支払いいただきます。

(お客様への損害賠償請求)

第 12 条 お客様の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当施設はお客様に対して損害賠償請求権を有します。

(当施設の責任)

第 13 条 当施設は、お客様のご利用のため利用契約を誠意をもって履行いたします。建物・設備及び安全管理については、善良なる管理者の注意義務をもって管理いたします。

2. 当施設は、利用契約により提供義務のある施設を提供できないときは、利用料金等はお客様に請求いたしません。なお、この場合にあっても違約金等の補償料は支払いません。

(現金及び貴重品等の取扱)

第 14 条 当施設はお客様の現金及び貴重品等は一切お預かりすることはできかねます。お客様ご自身が厳重に保管されますようお願いいたします。

2. お客様の不注意で現金及び貴重品等の紛失や盗難が発生しても当施設場は一切の責任は負いかねます。

3. 当施設の管理責任に帰すべき理由によりお客様の現金もしくは貴重品等が紛失した場合は、当施設の損害賠償の額は当施設の宿泊等施設利用料金相当額とします。

(忘れ物)

第 15 条 お忘れ物につき所有者が明確な場合は、当施設によりお客様にご連絡申し上げます。ただし、プライバシーに関わる恐れがあると当施設が判断したときはこの限りではありません。

2. 施設内に留置された物品がお忘れ物か遺棄物（いわゆるゴミ）かの判断は、当施設にてさせていただきます。

3. お忘れ物の所有者が判明しないときは、その後最寄りの警察署に届けます。ただし、食品等腐敗するものは警察署に届け出ることなく廃棄いたします。

4. 前項までの取扱につき、当施設は一切の損害賠償に応じることはできません。

(駐車場の責任)

第 16 条 駐車場につきましては、当施設は場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任までを負うものではありません。したがって、お客様が当施設の駐車場をご利用になる場合、車輛キーの寄託の如何に関わらず、お客様の自己責任となります。車輛の破損、盗難等につき、お客様は当施設に損害賠償の請求権を有しません。ただし、当施設に故意又は過失がある場合はこの限りではありません。

(準拠法)

第 17 条

本約款その他の利用規則の効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

(約款の変更)

第 18 条

当施設は、当施設が必要と認めた場合、この約款の改定を行うことがあります。

〈別表第1〉 宿泊・利用料金等の内訳及び各施設の定員・定数

※すべて税込み料金です。

1. 利用料金

区分	単位		利用料金			
	数量	期間	繁忙期		閑散期	
			月曜日から 金曜日まで	土曜日、日 曜日及び祝 日	月曜日から 金曜日まで	土曜日、日 曜日及び祝 日
ファーム・グラン ピングサイト (大)	1 サイト利用者 5人まで	1泊	22,000円	28,600円	17,600円	22,000円
ファーム・グラン ピングサイト (中)	1 サイト利用者 3人まで	1泊	19,800円	25,300円	15,400円	19,800円
ファーム・グラン ピングサイト (小)	1 サイト利用者 3人まで	1泊	16,500円	22,000円	13,200円	16,500円
パーク・グランピ ングサイト	1 サイト利用者 5人まで	1泊	27,500円	35,200円	22,000円	27,500円
ファーム・キャン プサイト、パー ク・キャンプサイ ト又はフォレス ト・キャンプサイ ト	テントの設置が 1張以下であ り、かつ、利用 者6人まで	1泊	3,300円	4,400円	2,200円	3,300円
		1日	2,200円	3,300円	1,100円	2,200円
ドッグ・キャンプ サイト	1 サイト利用者 6人まで	1泊	5,500円	6,600円	4,400円	5,500円
		1日	3,300円	4,400円	2,200円	3,300円

2. 各グランピングサイト及び各キャンプサイトの利用人数の算定（以下「算定」という。）については、次に掲げるところによります。

- (1) この表において、利用者とは小学校に就学するまでの者（以下「未就学児」という。）以外の者をいいます。
- (2) 利用者が未就学児とともに利用する場合において、これらの者に含まれる未就学児の人数が3人以上であるときは未就学児3人をもって利用者1人に相当するものとし、これらの者に含まれる未就学児の人数が2人以下であるときは、算定の対象としません。

3. 繁忙期とは年間を通して利用予約が集中する期間をいい、閑散期とは繁忙期以外の期間をいうものとし、次に掲げる期間とします。

【繁忙期】3月、4月、5月、7月、8月、9月、10月、11月

【閑散期】1月、2月、6月、12月

4. 「1. 利用料金」の規定に関わらず、各グランピングサイトに連泊する場合における2泊目以降の利用については、当該利用に係る利用料金の額から3,000円を減じた額を利用料金の額とします。

<別表第2> キャンセル料 ※全て税込み料金です。

	当日	前日	2日～7日前	8日前～
比率	100%	70%	30%	なし

キャンセルは各日午後5時までお受けいたします。

午後5時以降のキャンセルは、その翌日をもって算定したキャンセル料を申し受けます。